

止水板設置工事助成のご案内



あなたの家を浸水から守ります



止水板：建築物の出入り口等に設置し、浸水に耐える材質（鉄・アルミニウム・強化プラスチック等）で、取り外し又は移動が可能なもの

※止水板設置にあわせて行う、止水効果を高めるための関連工事も対象です
例）内外壁の止水工事、土間コンクリート打設工事など



1つの建物

上限 50万円

※1回を限度

予算の範囲内で

工事費の1/2を助成

（千円未満切り捨て）

助成対象者

住宅、店舗、事務所等を所有または使用している個人または法人

（個人：1年以上前から板橋区に住民記録していること）

（法人：1年以上前から板橋区に本店又は支店等の登記をしていること）

このような場合は助成対象外です！

- ・ 工事を伴わない、止水板の購入のみの場合
- ・ 周辺地盤面より掘削し土地利用を行う半地下構造の住宅等に設置する場合
※ただし、助成を開始したH24年5月1日以前に建設したものは助成対象
- ・ 工事に着手している場合
- ・ 売買を目的として所有している建築物等に止水板を設置する場合
- ・ 法令等により止水板の設置を義務付けられている場合
- ・ 国・都・区からこの制度以外の助成を受ける場合
- ・ 国・地方公共団体その他これに準ずる団体である場合

助成手続きの流れ

1

事前相談

計画の段階でご相談ください。
区で現地を確認し、助成の対象となるか確認いたします。
※助成金の交付決定前に工事着手した場合は、助成対象外です。

2

交付申請

「助成金交付申請書」（様式あり）に下記書類を添えて提出してください。

- ①案内図・位置図・写真
- ②工事計画図面・仕様が明示されているカタログや図面類
- ③工事見積書の写し
- ④土地・建物の登記事項証明書
- ⑤申請者が使用者の場合は土地・建物所有者の承諾書（様式あり）
- ⑥住民票の写し（個人）・現在事項証明書（法人）
- ⑦納税に関する書類
（前年度の住民税を滞納していないことを証する書類）
- ⑧その他区長が必要と認める書類

3

交付決定

書類審査のうえ、問題なければ、区から「交付決定通知書」を送付します。

4

工事着手

「交付決定通知書」が届いてから、工事に着手してください。
※工事前後の写真をとってください。

5

工事完了

工事が終わりましたら、「工事完了届」（様式あり）に下記書類を添えて提出してください。

- ①しゅん工図（平面図・立面図・設置図・構造図など）
- ②工事写真
- ③工事費の領収書の写し
- ④その他区長が必要と認めた書類

6

助成金確定

書類審査と現地確認のうえ、問題なければ、区から「助成金確定通知書」を送付します。

7

請求

「助成金確定通知書」が届いたら、「請求書」（様式あり）を提出してください。

8

助成金交付

請求内容を審査のうえ、指定口座に助成金をお支払いします。

※様式は区のホームページからダウンロードできます。

お問合せ：板橋区 土木部 土木計画・交通安全課 交通安全・啓発助成係 TEL03(3579)2297